10　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

| 氏名又は名称 | 事務所の名称 | 在変地更前の事務所の所 | 在変地更後の事務所の所 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| ボイラ協会 社団法人日本 | 所旭川検査事務 | 七北海道旭川市四条通丁目左六号 | 一北海道旭川市四条通丁目六十三番二号 | 平成二十三年四月一日 |

11　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

| 氏名又は名称 | 事務所の名称 | 在変地更前の事務所の所 | 在変地更後の事務所の所 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| ボイラ協会 社団法人日本 | 所旭川検査事務 | 七北海道旭川市四条通丁目左六号 | 一北海道旭川市四条通丁目六十三番二号 | 平成二十三年四月一日 |

12　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

| 氏名又は名称 | 事務所の名称 | 在変地更前の事務所の所 | 在変地更後の事務所の所 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 株ビエイチエスジャパンス式会社 | 所本部検定事務 | 川神奈川県金沢区港町横浜市二番六号 | 号高神奈川県横浜市西区島二丁目十九番二 | 平成二十三年六月一日 |
| ボイラ協会 社団法人日本 | 所旭川検査事務 | 七北海道旭川市四条通丁目左六号 | 一北海道旭川市四条通丁目六十三番二号 | 平成二十三年四月一日 |

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２３年（フ）第３４号**

秋田県にかほ市象潟町字冠石下16番地

債務者　佐々木令子

1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２３年（フ）第３３８号**

静岡県牧之原市須々木2194番地１

債務者　鈴木　秀夫

1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　倫子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３３９号**

静岡県牧之原市須々木2194番地１

債務者　鈴木　信江

1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　倫子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３３号**

秋田県仙北市西木町桧木内字山口263番地

債務者　浅利　為雄

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　優
4　破産債権の届出期間　平成23年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２３年（フ）第３４号**

秋田県仙北市西木町桧木内字山口263番地

債務者　浅利　俊

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　優
4　破産債権の届出期間　平成23年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２３年（フ）第８３号**

相模原市中央区弥栄１丁目18番３号　ＧＲＡＣＥ　ＲＵＭＩ―202

債務者　岩﨑　達也

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙瀬　芳明
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第１７４４号**

横浜市都筑区南山田３丁目１番34―203号

債務者　原田　勝彦

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月29日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５５号**

相模原市南区相南４丁目10番13号　テラスサンコートＡ―２

債務者　宮澤　君衛

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙瀬　芳明
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第３１３号**

熊本県合志市栄454番地

債務者　森　　凌子

1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第１６１０号**

神奈川県高座郡寒川町宮山3636番地５　コアロードM101号

債務者　木内　桂子

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉崎　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月３日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部